

各種お問い合わせ先および電気料金単価等のご案内

各種お問い合わせ先のご案内

九州電力送配電株式会社

- ご転居・ご入居のご連絡
予定日の4～5日前までに下記配電事業所(送配電コールセンター)までご連絡ください。
- ご契約容量の変更(リミッターの取替工事)お申込み
※当社にて工事ができない場合やご希望のアンペアへの変更ができない場合がございます。
- お支払い方法の変更お申込み
便利な口座振替・クレジットカード払いがご利用できます。
- 電気がつかないとき
でんきガイドブックP2の「停電?」と思ったらをご覧ください。
- 省エネや電気料金メニューに関するお問い合わせ
- その他、電気に関するご相談

お客さまの担当配電事業所は

●営業時間のお知らせ

月曜日～金曜日(休日を除く)の9:00～17:00
(停電に関するお問い合わせなどお急ぎのご用件の場合は、上記時間以外においても電話を承っております。)

保守センター

- 簡単な屋内配線の修理・工事等のご相談
(リミッターの取替を除く)
- 屋内配線・コンセント等の増設
※保守センターは、(一社)全九州電気工事業協会加盟の電気工事店で組織しています。
※修理・工事、また調査のみでも有料となります。

お客さまの地区の保守センターは

※電話番号のおかけ間違いがないようご注意ください。

お客さま番号

計算区	営業所	地区	作業区	番号	契約種別

※「電気ご使用量のお知らせ(検針票)」等をご覧になってご記入ください。お問い合わせのとき、便利です。

特定商取引法に基づく表記

役務提供事業者について

- 事業者名 … 九州電力送配電株式会社
- 本店所在地 … 郵便番号:810-8705 福岡県福岡市中央区渡辺通二丁目1番82号 電話番号:092-761-3340(代表)
- 問い合わせ先 … 上記「お客さまの担当配電事業所」を参照ください。

役務の提供について

- 役務の対価 … 料金種別ごとに設定。詳細は、本紙見開き(別冊P10・P11)の「電気料金単価表」を参照ください。
- 支払方法 … 口座振替、クレジットカード、振込用紙
- 支払期日 … 原則、毎月の検針日の翌日から起算して30日目の日
- 提供時期 … お客さまと協議のうえ需給開始日を定め、必要な手続きを経たのち、すみやかに電気を供給いたします。
- 提供地域 … 福岡県、長崎県、鹿児島県の離島等供給約款適用対象地域

- ご契約の開始またはご契約の変更に伴い、配電設備の工事等が必要な場合は、離島等供給約款にもとづき工事費等をご負担いただく場合がございます。
- 料金の支払状況その他により需給契約の申込みの全部または一部をお断りすることがございます。
- 電気の供給の中止または使用を制限した場合等は、お客さまが受けた損害について、賠償の責めを負いません。(その原因が当社の責めとなる理由による場合は除きます)
- 電気の性質上、返品はできません。
- その他、上記に記載のない事項については、離島等供給約款(離島で電気の供給を受けるお客さまのご契約について定めた約款)を参照ください。

※離島等供給約款は、当社配電事業所窓口または当社ホームページでご覧いただけます。



入居時の電気の手続き

別冊

ご入居に当たっては、以下のお手続きをお願いいたします。

1 入居時の電気ご使用開始方法 P1へ
分電盤のスイッチをすべて「入」にしてください。

2 ご契約容量のご確認 P2へ
ご契約容量(アンペア)をご確認ください。

3 電気ご使用開始のお申込み P3へ
お電話にて最寄の当社配電事業所(送配電コールセンター)までご連絡ください。(恐れ入りますが、ご使用開始後すみやかにお申込みをお願いいたします。)

4 その他、各種お申込み P3へ
最寄の当社配電事業所(送配電コールセンター)までご連絡ください。ホームページからもお申込みいただけます。

1. 入居時の電気ご使用開始方法

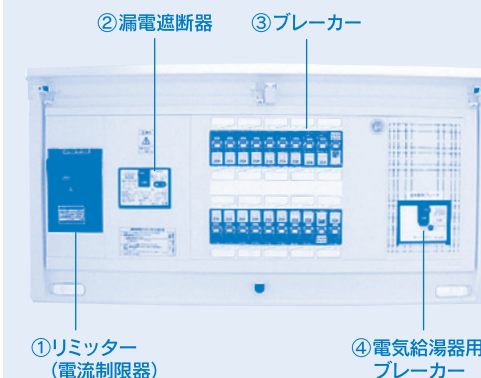
分電盤のスイッチをすべて「入」にすると電気を使用できるようになります。また、電気給湯器をお持ちのお客さまは、電気給湯器本体のブレーカーも「入」にしてください。

なお、スイッチを「入」にしても電気がつかない場合は、最寄の当社配電事業所(送配電コールセンター)へご連絡ください。

※連絡先はP12をご参照ください。

給湯器本体の
ブレーカー

分電盤 (例)



入居時の手続き

ご契約のしくみ・お願い

「お知らせ」の見方

計算法・計量器の見方

電気料金の単価

2. 契約容量をご確認ください。

リミッターのツマミの色からご契約容量（アンペア）が確認できます。
電気の使い方を工夫（電気製品を同時に使用しない）してもリミッターがたびたび切れるなどで、ご契約容量の変更を希望される場合は、最寄の当社配電事業所（送配電コールセンター）へお申し込みください。

●リミッターの取替えは無料です。●屋内の配線工事（有料）が必要になる場合もあります。

※季節的・一時的なご契約容量の変更はできません。

リミッターは切れずにブレーカーだけがたびたび切れる場合は、使い方を工夫（電気製品を同時に使用しない。電気製品を別の部屋で使用する）するか、屋内の配線工事が必要となります。

リミッターの種類とツマミの色

種類	5A	10A	15A	20A	30A	40A	50A	60A
色	黒	灰	赤	黄	緑	茶	青	白

例) リミッターのツマミ(30A)



ご契約容量（アンペア）の計算の仕方（目安） （同時に使用する電気機器の合計）

台所	照明 100W 1A	+	冷蔵庫 150W 1.5A	+	炊飯器 600W 6A	+	電子レンジ 1,000W 10A	2,600W = 26A (30A契約)
居間	照明 100W 1A	+	テレビ 150W 1.5A	+	エアコン 500W 5A(安定時)	※スイッチを入れた時は10A以上となります。		

●「アンペア（ご契約容量）ガイド」

当社ホームページでご契約容量の診断ができます。
電気製品を最も多くご使用されるとき容量とご契約容量を比較することができますので、ご契約容量の見直しや電気の使い方の工夫にお役立てください。

九州電力送配電 アンペアガイド

検索



スマホ版

ご注意

- ・電気給湯器や蓄熱式電気暖房機をお持ちのお客さまは、リミッターの容量とご契約容量が異なる場合があります。
- ・ご契約種別やメーターの種類によってはリミッターが取り付けられていない場合があります。

3. 電気ご使用開始のお申し込みをお願いします。

お電話でのお申し込み

電気のご使用開始のお申し込みは、最寄の当社配電事業所（送配電コールセンター）までご連絡ください。連絡先はP12をご参照ください。

お申し込みの際は、お名前、ご住所、ご使用開始日およびご契約容量（2.で確認したもの）をお知らせ下さい。

※現行のご契約容量の確認方法はP2をご参照ください。

※住所から契約が特定できない場合、計器番号を確認いただく必要がある場合もあります。

【計器番号の確認方法は、P8「計量器（メーター）の見方」をご参照ください】

（注）新築のお客さまの場合、電気工事店などから、すでに申し込まれていることもありますので、ご確認ください。

4. その他、各種お申し込みについて

お電話でのお申し込み

ご契約容量（アンペア）変更、口座振替払い申込書郵送等の各種お申し込みも、最寄の当社配電事業所（送配電コールセンター）までご連絡ください。（連絡先はP12をご参照ください）

ホームページでのお申し込み

ホームページからも各種お申し込みが出来ます。

○パソコン・スマートフォンからの
お申込み



スマホ版

九州電力送配電 インターネット手続き

検索

ホームページで お申込みいただけること

- ・ご使用停止のお申し込み
- ・料金プラン変更のお申し込み
- ・ご契約容量変更のお申し込み
- ・口座振替払いのお申し込み（新規・変更）
- ・クレジットカード払いのお申し込み（新規・変更）
- ・離島等供給約款のダウンロード（パソコン版のみ）

（注）ホームページでは電気のご使用開始のお申し込みができませんので、お手数ですがお電話でのお申し込みをお願いします。

ご契約のしくみとお支払い

ご契約のしくみ

お客さまと当社の電気のご契約は、「離島等供給約款」に基づき結ばれています。

- ご契約の単位** …電気のご契約は、1つの敷地または1つの建物につき1つの契約が基本です。
- ご契約の期間** …電気のご契約の期間は、料金の適用を開始した日以降1年間とし、その後はお客さまからのお申出がない限り、1年ごとに同じ内容で更新します。

※毎年、一定期間のみご使用される場合でも1年を通じてのご契約とさせていただきます。
※「離島等供給約款」は最寄の当社配電事業所・当社ホームページでご覧いただけます。

電気料金のお支払いについて

毎月の電気料金のお支払いは次のいずれかでお願いします。

口座振替

毎月お客さまの預貯金口座から自動的にお支払いいただきます。

口座振替をご希望されるお客さまは、申込書を郵送いたしますので、当社ホームページへアクセスしていただくか、最寄の当社配電事業所（送配電コールセンター）にご連絡ください。
口座振替日をご指定いただける「口座振替日指定サービス」もございます。

クレジットカード

毎月お客さまのクレジットカードから自動的にお支払いいただきます。

クレジットカードでのお支払いをご希望されるお客さまは、申込書を郵送いたしますので、当社ホームページへアクセスしていただくか、最寄の当社配電事業所（送配電コールセンター）にご連絡ください。

振込票

毎月お客さまに郵送する振込票にてお支払いいただきます。

振込票をご持参のうえ、最寄の金融機関（郵便局もご利用可）、またはコンビニエンスストアでお支払いください。

※「口座振替でのお支払い」「クレジットカードでのお支払い」をご希望されないお客さまは「振込票でのお支払い」となります。

口座振替割引について

口座振替割引とは、電気料金のお支払いを口座振替にさせていただくことにより、1つのご契約につき電気料金をひと月55円割引するサービスです。

対象のお客さま (ご契約)	従量電灯(A・B・C)、低圧電力、時間常別電灯、季時別電灯、ピークシフト電灯、高負荷率型電灯、低圧季時別電力、深夜電力B、第2深夜電力
------------------	---

(注) ● 口座振替のお支払手続をしていただくことで、ご加入となります。

- 郵送による口座振替の事前通知、振替済通知をご希望される場合または複数のご契約の料金を一括して振り替える場合は適用いたしません。
- クレジットカード払いのお客さまには適用いたしません。
- 口座振替日指定サービスをご利用のお客さまには適用いたしません。
- 初回振替予定日に当月料金が振り替えられなかった場合は、翌月料金への口座振替割引は適用いたしません。
- ご契約の廃止、撤去の日割料金は、その前月の料金の初回振替結果にかかわらず、口座振替割引は適用いたしません。

電気ご使用に関するお願い

ご使用設備変更時のお申込みのお願い

従量電灯A・B以外のご契約（低圧電力・公衆街路灯など）では、**ご使用設備の取替え、取外し等の変更の際は**、ご契約内容の変更が必要となる場合がありますので、**電気工事店を通じて、最寄の当社配電事業所へお申込みください。**

例えば

- 低圧電力のご契約で、エアコン、ショーケース等、ご使用設備の設置台数の変更（2台→1台、1台→2台など）、または取替え（1kW→2kW、2kW→1kWなど）
- 公衆街路灯のご契約で、照明器具のワット数の変更（100W→150W）、白熱球から蛍光灯やLEDへの変更、または撤去

※電気給湯器（エコキュート、電気温水器）の取替え・取外し等の変更の際も、電気工事店を通じて、最寄の当社配電事業所へお申込みください。

参考 従量電灯C、低圧電力等の契約電力については、次のいずれかをお選びいただけます。

1. 負荷設備契約 …… お客さまのご使用される全ての設備の容量により決定
2. 主開閉器契約 …… お客さまの契約主開閉器（メインブレーカー）の定格電流により決定
※主開閉器契約の場合は、主開閉器の取替えを行った際に、当社への申込みが必要となります。
（一般的な適用事例）● 複数の設備が同時稼働する場合 …… 負荷設備契約
● 複数の設備が同時稼働しない場合 …… 主開閉器契約

電気給湯器をご使用されるお客さまへ

電気給湯器は、割安な深夜電力を利用してお湯を沸かすよう設定されていますが、台所や浴室にあるリモコンの設定時刻がずれると、昼間時間帯にお湯を沸かし、結果的に電気料金が高くなることや湯量不足が生じることがあります。また、旅行などで長期不在となる場合は、「休止モード」をご活用ください。

ご転居のときは

ご転居の予定日が決まりましたら、最寄の当社配電事業所（送配電コールセンター）へ**お早めにお申込みください**。お申込みの際は、お名前、ご住所、ご転居日時などのほか、「お客さま番号」（「電気ご使用量のお知らせ（検針票）」※P6参照）をお知らせください。なお、ご転居当日は、ご出発前に**分電盤のリミッター等のスイッチをすべて「切」**にするようお願いいたします。（電気給湯器をお持ちのお客さまは、**電気給湯器本体のブレーカーも「切」**にしてください。）

※当社からの郵便物が届かないこともございますので、郵便局へ転居届けの提出をお願いいたします。

ご契約内容の確認のお願い

電気のご契約は、お客さまのお申し込みに基づいて行っております。長期に電気の使用がない場合などで、ご契約を廃止される際は、必ず最寄の当社配電事業所（送配電コールセンター）までご連絡ください。

電気の周波数は、静岡県富士川を境に東日本は50ヘルツ、西日本は60ヘルツとなっています。最近の電化製品は、どちらの周波数の地区でもお使いいただけるものがほとんどですが、長く使用されている製品の中には、周波数が異なると、そのまま使用できないものがあります。取扱説明書をご覧ください。電器店へご相談ください。

「電気ご使用量のお知らせ」の見方

「電気ご使用量のお知らせ(検針票)」は、毎月お届けします。
ご契約内容等に変更があった場合は
「電気ご使用量のお知らせ(検針票)」で確認できます。

電気ご使用量のお知らせ

いつもご利用いただきありがとうございます。

14 電気料金領収証 (口座振替払用)

ソウハイツ 様

(引込先) 0117412

3 二契約種別 従量電灯B

4 (ご契約容量) 30アンペア

5 01-222-99901-0000012-31

6 09-0123-4567-8911-0000-0000

7 請求予定額(税込) 7,715円

8 基本料金 891円00銭

9 300 kWh

10 1日の平均ご使用量は、前年同月に比べ±0% (前月に比べ±0%) しています。

11 振替予定日 4月13日 再振替日 4月22日 支払期日 5月1日

12 2020年3月分は 28日間で 280kWhでした。

13 2019年4月分は 31日間で 310kWhでした。

17 九州電力送配電株式会社 宅内 事業所

TEL(コールセンター) 0800-777-0000

送配電 花子

本誌により集金することはありません。

現地検針機械式・電気式メーターの電気ご使用量のお知らせ

電気ご使用量・請求金額のお知らせ

5 二契約種別 従量電灯B

6 01-222-999-01-0000012-31

7 09-0123-4567-8911-0000-0000

8 (ご使用用途) (引込先) 0117412

9 2020年04月分 (計器番号) 1234567

10 今回検針日 4月1日 次回検針日 5月1日 (燃料費等調整単価)

11 (ご契約容量) 30アンペア

12 従量電灯B 30A

13 請求金額 7,715円

14 基本料金 891円00銭

15 最初の120kWhまで 2,095円20銭

16 121~300kWh 4,150円80銭

17 301kWh~ 0円00銭

18 燃料費等調整額 -252円00銭

19 再エネ賦課金 885円00銭

20 口座振替割引 -55円00銭

21 1日の平均ご使用量は、前年同月に比べ±0%減少 (前月に比べ±0%減少) しています。

22 振替予定日 4月13日 支払期日 5月1日

23 2019年4月分は 31日間で 310kWhでした。

24 本誌により集金することはありません。

九州電力送配電 (作成地:福岡市中央区渡辺区)

遠隔検針(スマートメーター)の電気ご使用量・請求金額のお知らせ

「電気ご使用量のお知らせ」(検針票)または「電気ご使用量・請求金額のお知らせ」は、毎月お届けします。
(※一部の契約種別を除きます)

- 1 当月のご使用日数
- 2 当月及び翌月の検針日
- 3 ご契約種別
- 4 ご契約容量
- 5 お客さま番号 (当社との契約番号です)
- 6 供給地点特定番号
- 7 当月分のご請求予定額
- 8 ご請求予定額の内訳
- 9 当月の電気ご使用量
- 10 1日の平均ご使用量の前年同月比較及び前月比
- 11 当月分の振替予定日
- 12 前月・前年同月の電気ご使用日数及び使用量
- 13 当月分、翌月分の燃料費等調整単価
- 14 前月分の電気料金領収証(口座振替払用)
- 15 前月分の燃料費等調整額
- 16 前月分の再エネ賦課金(※)
- 17 配電事業所名(お問い合わせ先)

(※)当月分の単価は検針票の裏面に表示しています。

配電事業所(送配電コールセンター)へ
お問い合わせの際は、お客さま番号をお知らせください。

お問い合わせの際は、ご住所・お名前とともに、5のお客さま番号をお知らせください。
※お客さまとの通話内容は、受付間違い防止のため、録音させていただきます。なお、録音内容については6か月以内に消去します。

電気の単位

- A アンペア(電流)**
電気の流れを電流といい、その量をA(アンペア)という単位であらわします。
- V ボルト(電圧)**
電気を押し出す力を電圧といい、その大きさをV(ボルト)という単位であらわします。
- W ワット(電力)**
電気が仕事をする力を電力といい、その大きさをW(ワット)という単位であらわします。

- kWh キロワット時(電力量)**
電気機器を使って電気を消費したとき、その消費量を電力量といい、kWh(キロワット時)という単位であらわします。
- Hz ヘルツ(周波数)**
家庭の電気器具は、一定周期で電流の向きが変わる交流が使われています。この交流が1秒間に繰り返す周期の数を周波数といい、Hz(ヘルツ)という単位であらわします。

毎月の電気料金・ご使用量がインターネットで確認できます!

〇電気料金・使用量照会サービス

当サービスをご利用いただくためには
当社ホームページにて会員登録(無料)が必要です。
※太陽光などの販売実績も確認できます。

九州電力送配電 料金照会

検索



スマホ版



携帯電話版

「お知らせ」の見方

計量器(メーター)の見方

ご使用量を計量するための計量器は、スマートメーター、機械式メーターもしくは電子式メーターのいずれかになります。2023年度までに、全世帯へのスマートメーター導入に向け、順次、計器を取替えて参ります。

スマートメーター

原則遠隔検針(現地訪問不要)とし、ひと月の電力量は、30分ごとの電力量を合計した値とします。



表示例

①指示数

計量器が示す指示数で、時間帯に関係なく使用量の合計を積算した指示数を表示します。

※季節別電灯お客さまについては、表示時間帯区分毎の指示数を計量器内部で積算し、計算しているため、時間帯毎の指示数は表示しておりません。このため、時間帯区分毎の使用量は毎月の「電気ご使用量のお知らせ」にてお知らせいたします。

表示例

②計器番号

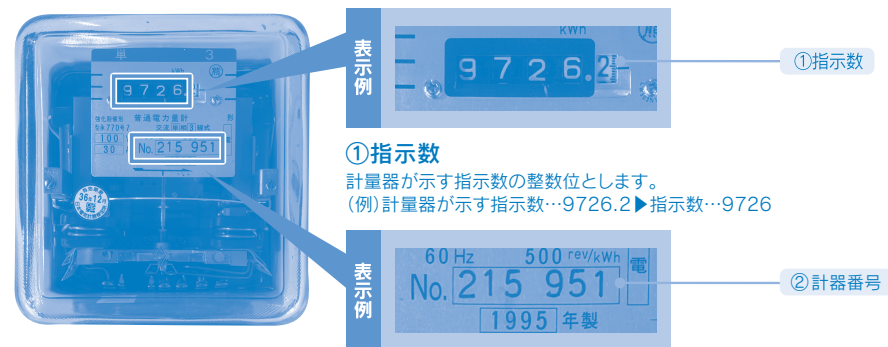
住所により契約が特定できない場合、計器番号を確認いただくこともあります。

(注) 2年以上契約がない場合、メーターを取り外すことがあります。

(注) 上記以外にも特殊なメーターがございますが、ご不明な点がございましたら最寄の当社配電事業所(送配電コールセンター)までお問い合わせください。

機械式メーター

ひと月の電力量は、当月検針日の指示数と前回検針日の指示数との差し引きにより算定します。



表示例

①指示数

計量器が示す指示数の整数位とします。
(例) 計量器が示す指示数…9726.2 ▶ 指示数…9726

表示例

②計器番号

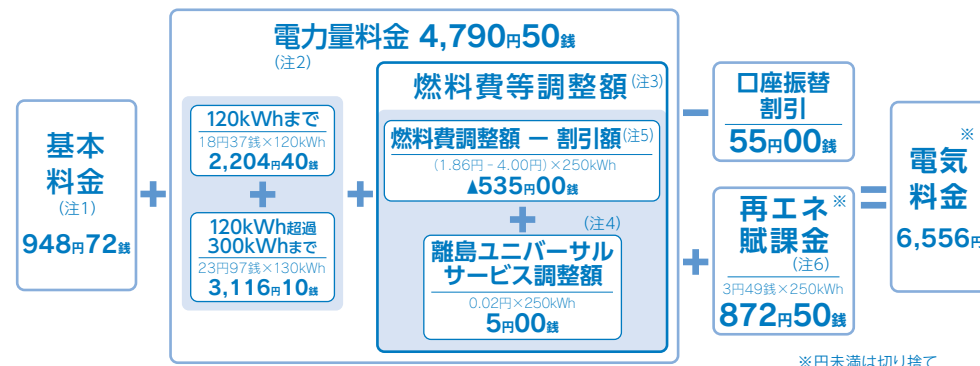
住所により契約が特定できない場合、計器番号を確認いただくこともあります。

電気料金の計算方法

電気料金(ひと月分)の計算例

契約種別…従量電灯B

契約電流(アンペア)…30A ご使用量…250kWh 燃料費等調整額
燃料費調整額…1.86円/kWh
離島ユニバーサルサービス調整額…0.02円/kWh
再生可能エネルギー発電促進賦課金(再エネ賦課金)単価…3円49銭/kWh
(2024年9月時点)



※円未満は切り捨て

(注1) ご契約容量の大きさ等に応じて決まります。

(注2) 電力量料金単価は、時間帯や季節等によって異なる単価が設定されている契約種別があります。

(注3) 火力燃料(原油・液化天然ガス・石炭)の価格変動をできる限り迅速に電気料金に反映させるため、平均燃料価格の変動分に応じて、電気料金を調整する制度です。毎月変動しますので、当社HPまたはご利用明細でご確認ください。

(注4) 一般送配電事業者は、離島のお客さまに対してユニバーサルサービスとして本土並みの料金水準で電気の供給を行うことが義務付けられております。その離島供給に必要な火力燃料の価格変動を全てのお客さま(本土および離島)の料金に反映させるための調整単価です。

(注5) 国の「電気・ガス料金支援」により電気料金を割引します。(2024年9～11月分まで適用)

(注6) 再生可能エネルギー発電促進賦課金
「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」により、電気事業者に、再生可能エネルギー電源で発電された電気を買取ることが義務付けられました。
再生可能エネルギー電源で発電される電気の買取に要する費用は、電気をお使いになるお客さまに、電気料金の一部「再生可能エネルギー発電促進賦課金」として、電気のご使用量に応じてご負担いただきます。
計算例では、2024年9月分の単価としています。当月の単価は検針票裏面をご確認ください。

※燃料費等調整単価は、2024年9月分の単価としています。

※燃料費等調整単価および再エネ賦課金単価は「電気ご使用量のお知らせ(検針票)」(P6)等でお知らせします。
なお、電気料金は、消費税等込みの料金単価で算定します。

※検針期間(前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間)途中のご契約開始やご契約廃止、または、ご契約内容の変更がある場合は、日割計算を行い電気料金を算定します。

¥ 電気料金の単価

電気料金単価表

(2024年4月1日実施)

契約種別		区 分		単 位	単 価(消費税等込)	
従量電灯	A 21	最低料金	最初の12kWhまで		1契約	335円34銭
		電力量料金	12kWh超過分		1kWh	18円37銭
	B 31	基本料金	10アンペアあたり		1契約	316円24銭
		電力量料金	最初の120kWhまで		1kWh	18円37銭
			120kWh超過300kWhまで		〃	23円97銭
			300kWh超過分		〃	26円97銭
C 41	最低月額料金		1契約	335円34銭		
	基本料金(6kVA～50kVA未満)		1kVA	316円24銭		
		電力量料金	従量電灯Bに同じ		1kWh	従量電灯Bに同じ
季時別電灯	04	基本料金	契約容量が6kVA以下の場合		1契約	1,325円44銭
			契約容量が6kVAをこえる場合	10kVAまで	〃	1,842円40銭
				10kVA超過分	1kVA	316円24銭
		電力量料金	デイトタイム [10:00～17:00]	夏季(7/1～9/30)	1kWh	35円57銭
			その他季(10/1～翌年6/30)		〃	29円71銭
			リビングタイム [8:00～10:00、17:00～22:00]		〃	24円03銭
ナイトタイム [22:00～翌朝8:00]		〃	13円27銭			
高負荷率型電灯	07	基本料金	契約容量が10kVAまでの場合		1契約	11,192円40銭
			契約容量が10kVAをこえる場合		1kVA	1,119円24銭
		電力量料金	昼間時間 [8:00～22:00]	夏季(7/1～9/30)	1kWh	26円42銭
			その他季(10/1～翌年6/30)		〃	23円71銭
			夜間時間 [22:00～翌朝8:00]		〃	11円87銭
低圧電力	51	基本料金 ※力率 (90%は5%割引、80%は5%割増)		1kW	1,023円23銭	
		電力量料金	夏季(7/1～9/30)	1kWh	17円40銭	
			その他季(10/1～翌年6/30)		〃	15円71銭
低圧季時別電力	05	基本料金 ※力率 (90%は5%割引、80%は5%割増)		1kW	1,331円33銭	
		電力量料金	昼間時間 [8:00～22:00]	夏季(7/1～9/30)	1kWh	16円86銭
			その他季(10/1～翌年6/30)		〃	14円76銭
			夜間時間 [22:00～翌朝8:00]		〃	11円19銭
口座振替割引					1契約	▲55円00銭

燃料費等調整額

■電気料金は火力燃料価格の変動分に応じて調整されています

火力燃料(原油・液化天然ガス・石炭)の価格変動をできる限り迅速に電気料金に反映させるため、平均燃料価格の変動分に応じて、電気料金を調整するものです。

燃料費等調整額は、「九州本土」の燃料費変動を調整する燃料費調整額と、「離島」の燃料費変動を調整する離島ユニバーサルサービス調整額を合算したものです。

時間帯別電灯(10時間型)、季時別電灯、時間帯別電灯、ピークシフト電灯、高負荷率型電灯、低圧季時別電力、深夜電力、第2深夜電力によりご契約のお客さまは、燃料費調整における上限値の設定は設けていません。

〈新規受付を停止〉

契約種別		区 分			単 位	単 価(消費税等込)
時間帯別電灯	45	基本料金	契約容量が6kVA以下の場合		1契約	1,325円44銭
			契約容量が6kVAをこえる場合	10kVAまで	〃	1,842円40銭
				10kVA超過分	1kVA	316円24銭
		電力量料金	昼間時間 [8:00～22:00]	最初の80kWhまで	1kWh	22円31銭
				80kWh超過200kWhまで	〃	29円67銭
200kWh超過分	〃			33円61銭		
夜間時間 [22:00～翌朝8:00]			〃	13円27銭		
ピークシフト電灯	48	基本料金	契約容量が6kVA以下の場合		1契約	1,325円44銭
			契約容量が6kVAをこえる場合	10kVAまで	〃	1,842円40銭
				10kVA超過分	1kVA	316円24銭
		電力量料金	ピーク時間[夏季(7/1～9/30)の13:00～16:00]		1kWh	45円80銭
			昼間時間 [ピーク時を除く 8:00～22:00]	最初の80kWhまで	〃	21円35銭
				80kWh超過200kWhまで	〃	28円39銭
				200kWh超過分	〃	32円16銭
			夜間時間 [22:00～翌朝8:00]		〃	13円27銭
深夜電力B	57	基本料金		1kW	230円38銭	
	58	電力量料金		1kWh	13円21銭	
第2深夜電力	47	基本料金		1kW	290円88銭	
		電力量料金		1kWh	13円21銭	

- 電気料金は、消費税等込みの料金単価で算定します。
- ひと月に「夏季」及び「その他季」が含まれる場合のご使用量は、そのひと月のご使用量を「夏季」及び「その他季」の日数比であん分のうえ、算出します。

基本料金について

ひと月のご使用量が0kWhの場合、基本料金は半額となります。(従量電灯Aを除く)
ただし、従量電灯Bなどは、最低月額料金を下回らないものとします。

延滞利息について

電気料金をお支払期日(検針日の翌日から起算して30日目)を経過してなお、お支払いされない場合には、お支払期日の翌日からお支払い日までの期間の日数に応じて、電気料金に対して年10%(一日あたり約0.03%)の延滞利息を申し受けます。ただし、電気料金を口座振替によりお支払いされる場合で、当社の都合によりお支払期日経過後に引き落とされたとき、または、お支払期日の翌日から起算して10日以内に支払いされる場合は、延滞利息を申し受けません。

新規受付の停止について (2023年4月1日以降)

時間帯別電灯(10時間型)、ピークシフト電灯、深夜電力、第2深夜電力等については新規契約を停止しました。

通電機器割引の廃止について (2023年4月1日以降)

電気温水器やエコキュートの夜間に通電する機器については、機器の容量に応じ割引をしていましたが、本土と同様、通電機器割引は廃止しました。

再生可能エネルギー発電促進賦課金

2012年7月1日より、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」にもとづく「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」が開始され、電気事業者に、再生可能エネルギー電源で発電された電気を買取ることが義務付けられました。

再生可能エネルギー電源で発電される電気の買取に要する費用は、電気をお使いになるお客さまに、電気料金の一部「再生可能エネルギー発電促進賦課金」として、電気のご使用量に応じてご負担いただきます。